

2023 年度

PTAリーダーの手引き

ひびきあい 高まいあう

PTA活動



社会総がかりで子どもの育ちを支える環境づくりのために

滋賀県教育委員会

目 次

1	P T Aの目的と願い	1
	(1) P T Aの目的	
	(2) 子どもの健やかな成長のために	
2	P T Aの主な活動	2
	(1) 学習活動	
	(2) 社会活動	
	(3) 広報活動	
3	P T Aではこんな活動ができます！	4
	(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	
	(2) 「PTA 子育て・親育ち語り合い講座」の開催	
	(3) 子ども読書活動の推進	
4	様々な課題への対応	7
	(1) いじめへの対応	
	(2) スマホ・ケータイ・ネットへの対応	
	(3) 不登校の理解と対応	
	(4) 人権教育の推進	
5	資料編	14
	(1) しが生涯学習スクエア	
	(2) しが生涯学習サテライト	
	(3) 県立施設の無料開放	
	(4) しが学校支援センター	
	(5) 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	
6	滋賀県内の専門的な相談機関	18

1 PTAの目的と願い

(1) PTAの目的

PTAは、「子どもの健全な育成を図る」ことを目的とし、保護者と教員とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、会員相互が学び合い、活動を行う社会教育関係団体です。



(2) 子どもの健やかな成長のために

次代の社会を担う青少年が、たくましく心豊かに成長することは、保護者はもとより、県民すべての願いでもあります。

しかしながら、社会が急激に変化する中、子どもたちは、お互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、連帯意識を培う場や生活体験、自然体験の場が不足するなど、家庭や地域における子どもの健やかな成長に新たな課題が生じてきています。

また、「いじめ」「児童虐待」など、子どもたちの伸び伸びと心豊かに成長するという基本的な権利が、著しく侵害されている状況もあります。

こうしたことは、単に子ども自身の問題ではなく、私たち大人が社会の問題として捉え、改めて現状を見つめ直す必要があります。

教育基本法では、第10条に「家庭教育」について、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定しています。

「家庭教育は全ての教育の出発点」と言われます。社会総がかりで子どもの育ちを支える必要性が高まりつつある今、PTAが果たす役割はますます重要になってきています。保護者同士、あるいは子どもとのつながりを深め、その中で学び合うことが大切であり、また、家庭・地域・学校を結ぶパイプ役として、積極的に行動することなどが期待されています。

PTA活動の一層の充実と発展のため、コロナ禍の中で得た知識や経験をいかすとともに、さらにこの資料をご活用いただければ幸いです。

2 PTAの主な活動

PTAは、学校および家庭教育に関して理解を深め、子どもの生活習慣や環境の改善、充実、会員相互の学習などの活動を行います。その内容により、学習活動・社会活動・広報活動に分けられます。それぞれについて、具体的な活動例を紹介します。

(1) 学習活動

PTAは「保護者と教員が力を合わせて、子どもたちの健やかな成長を図る」ことを目的としています。そのために、「学ぶPTA」と「活動するPTA」の二つの面から、活動例を紹介します。

A. 学ぶPTAの内容 (活動例)

- (1) 家庭教育を進めるための学習
 - ◆家庭教育と親のあり方（スマホなどのルールづくり、生活リズムの定着）
 - ◆「語り合いを通じた親育ち」の活動
 - ◆子どもの将来の職業と進路
- (2) 学校教育の理解を深めるための活動
 - ◆学校の教育方針、目標の理解
- (3) 現代的な課題についての学習
 - ◆人権教育
 - ◆男女共同参画社会づくり
 - ◆国際理解
 - ◆環境教育
 - ◆情報教育
 - ◆いじめ問題
 - ◆SNSに関すること
- (4) 地域理解を深めるための活動
 - ◆地域の歴史と伝統行事
 - ◆地域の社会教育施設や文化財

B. 活動するPTAの内容 (活動例)

- (1) 学校行事等、学校教育活動への参加・協働
 - ◆学習参観、学校説明会への参加
 - ◆学級・学年・地区別PTAの開催
 - ◆学校支援・地域とともにある学校への参画
 - ◆学習活動を支援するボランティア活動の推進
- (2) PTA主催行事
 - ◆各種講演会や研修会の開催、ふれあい祭りの開催
 - ◆読書活動推進のための親子の取組
 - ◆スポーツ、サークル活動の推進
- (3) 地域の団体・機関等との連携・協力
 - ◆地域の大人の参加による夏休み中の「ふれあいラジオ体操」の開催
 - ◆通学合宿等、地域における子どもの体験活動への協力
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動に関する取組
 - ◆「ノーテレビデー」「ノーゲームデー」などの取組
 - ◆「朝食レシピ」の募集など、食育に関する取組

(2) 社会活動

地域の教育環境の改善や校外における児童生徒の生活の安全を確保するため、青少年に有害な情報への対策、遊び場の確保など外部環境への気配り、地域住民同士の豊かな人間関係づくり等、地域の各種団体・機関等と連携した取組を進めていきます。

その具体の活動例を紹介します。

A. 教育環境整備の活動 (活動例)

- ・通学路の整備、遊び場の確保、安全パトロール、声かけ運動の実施
- ・ゲーム機、パソコン、スマートフォンなどの情報環境への対応（フィルタリングサービスの利用促進）
- ・学校の環境美化活動など

B. 環境改善のための活動 (活動例)

- ・有害チラシや看板類の排除、有害図書撤去運動など
- ・危険箇所や交通量の調査とその対策など

(3) 広報活動

広報紙の発行やホームページの開設は、PTA行事や会合の内容、学校の様子などを知らせることがその中心となります。広くPTA活動を知ってもらうという点では、大変有効な取組です。広報活動を行う際に配慮すべきことを紹介します。

A. 会員の関心が深い記事を取り上げる

- ・魅力ある広報紙を作るには、会員が知りたい、聞きたいことなど、興味をひく話題を選ぶことが大切です。
- ・また、特集テーマとしては、発行時期に合わせて、PTA総会などの行事や会員の関心が高い生活指導や学習指導上の課題、子どもの暮らしぶりなどが考えられます。

B. 親しみやすく構成を工夫した紙面づくり

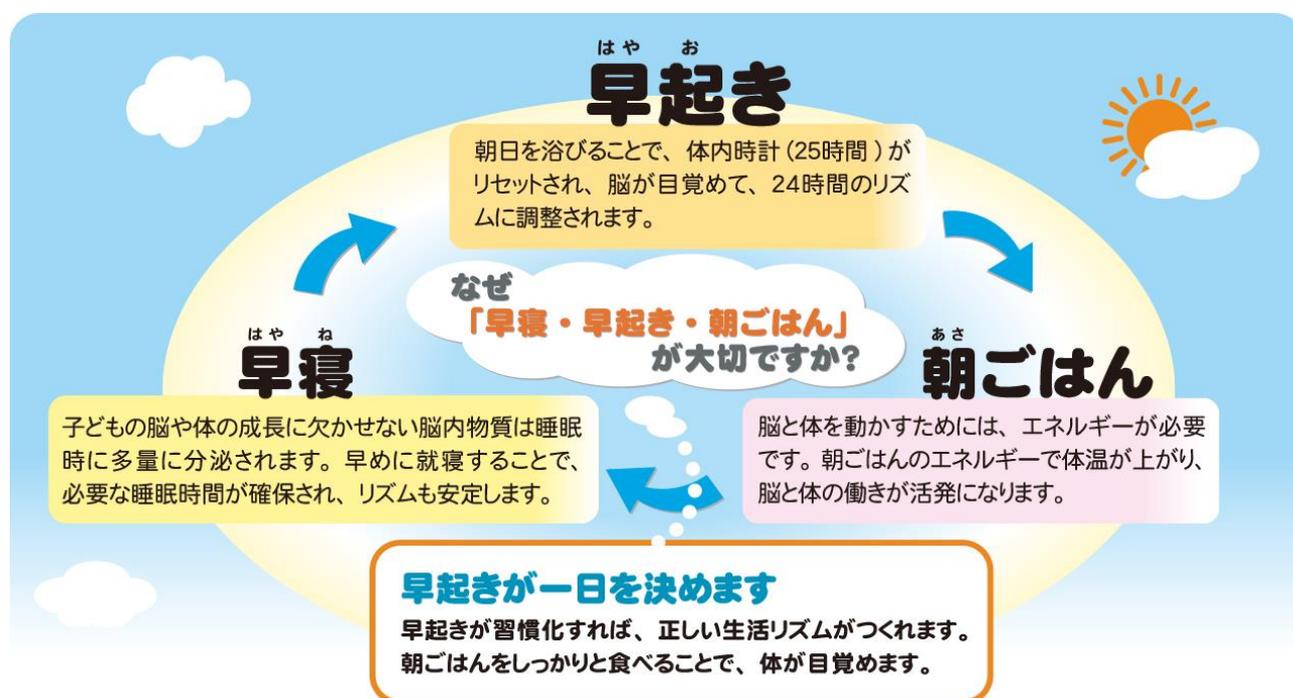
- ・わかりやすい言葉を用いて記事を作ることが大切です。見出しや紙面構成を工夫し、親しみやすい広報紙を作りましょう。

3 PTAではこんな活動ができます！



(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

県では、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けて、生活リズムの改善を図り、学習や読書、外遊び・スポーツなどの様々な活動に生き生きと取り組めるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもたちの成長を支え、社会全体で家庭の教育力の向上を図る取組を進めています。



県では、啓発資料等の提供、スタッフジャンパー、のぼり旗、テーマ曲CD、大型絵本の貸出を行っています。「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を推進していただく場合には、ぜひご活用ください。

詳しくは県教育委員会事務局生涯学習課までお問い合わせください。

(TEL 077-528-4654)

(2)「子育て・親育ち語り合い講座」の開催

県では、「インターネットと子育てについておしゃべりしませんか」のテーマで、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」や「家庭教育学習資料」を活用し、家庭教育支援員等の子育て経験者を交え、子育てについて気軽に語り合う活動を取り入れた講座を予定しています。

コロナ禍においても参加しやすい方法をとリ、子育て中の保護者が悩みやエピソードを共有し、保護者同士がつながり共感しあうことで、学び、成長していく機会を目指します。講座の内容については、各PTAでの研修や取組にも活用できると思います。

なお、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」や「家庭教育学習資料」は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」からもご覧いただくことができ、ダウンロードして利用いただくことができます。

家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」 令和3年3月発行



ここが“おすすめ”!

- 乳児から高校生まで、5つにページを分け、子育てポイントを解説
- イラストやデータを多用し、読みやすく分かりやすい
- 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」に掲載し、スマホで手軽に見ることも可能
- 相談窓口情報や子育て支援情報も掲載



家庭教育学習資料

ダウンロードはこちら

<https://www.nionet.jp/dbook/index.html>



幼稚園用



小学校用



中学校用

資料には様々なテーマが掲載されており、親同士が語り合いをするなかで、子育ての気づきや学びを促します。資料内には活用方法も詳しく解説していますので、校園等のPTA研修会においてもすぐ利用できます。

ダウンロードはこちら



(3) 子ども読書活動の推進

本は心の栄養です



～すべての子どもたちがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり～

県では、「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもたちがいつでも、どこでも楽しく読書活動ができる環境づくりを進めています。

読書は、子どもに想像力や考える習慣を身につけさせるとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことができる大切な活動です。子どもの読書活動を推進していくためには、まず保護者が「子ども読書活動」の大切さを理解していただくことが大切です。家庭でも読書する時間を家族で決めたり、子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、親子で図書館に行ったりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しむような工夫や配慮をしましょう。

P T A活動として図書ボランティアや読み聞かせボランティアに取り組む学校も増えています。みなさんの協力で子どもの読書活動を広めていきましょう。

滋賀県学習情報提供システム 「におねっと」



<https://www.nionet.jp/dokusho/index.html>

県教育委員会では、子どもたちの自主的な読書活動を応援するため、また子どもと本との橋渡し役となる保護者や教員など、身近な大人の方に活用していただくため、「滋賀県子ども読書活動推進計画」や様々な冊子など、子ども読書活動を推進する取組内容について、ホームページ「子ども読書活動支援センター」で紹介しています。

県の取組や、県内の図書館の取組などもご覧いただけます。

「子ども読書活動支援センター」は、こちら



<子ども読書啓発冊子>

4 様々な課題への対応



(1) いじめへの対応

「いじめ」とは・・・？

「いじめ防止対策推進法」では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

「いじめ」の態様としては、以下のようなものがあります。

「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」等

「いじめ」は、深刻かつ重大な社会問題であり、学校・家庭・地域が連携して、その解決に向けて取り組まなければならない重要な問題です。子どもたちが学校や地域という集団生活の場で、よりよい人間関係（友人関係）を築けるよう、日頃から子どもたちを支援し、援助するとともに、一人ひとりが人権感覚をより高め、日々の生活に生かしていけるようにすることが大切です。

いじめの早期発見チェックポイント

- 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 持ち物をひんぱんになくしてくる。
- 教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。
- いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。
- 衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
- 家族の些細な言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 登校をしぶったり、早退や欠席したりすることが多くなる。
- 家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。
- TV・ゲーム等の一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。
- よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。
- 体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。
- 学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。
- 頭痛・腹痛等をよく訴えるが、特に異常がない。
- スマートフォンや携帯電話でのやりとりで気になる様子がある。

子どもの変化に気づいたら次のような対応をしてみましょう！

(1) 自分の子どもの声をじっくり聴きましょう！！

- ①日頃から子どもに話しかけ、**表情や返ってくる言葉**に気を配りましょう。
- ②どうしても話を聴くことができないときには、**後から話を聴く機会**を作るように工夫しましょう。
- ③話を聴くときは、うなずきながら子どもの言葉に**しっかりと耳を傾け**ましょう。
- ④じっくりと聴くことが「**安心**」「**信頼**」を**与えること**であると自覚しながら、最後まで話を聴きましょう。

(2) 自分の子を見守り、理解し、支えましょう！！

- ①家族の人間関係を大切に**憩い安らげる家庭づくり**に努めましょう。
- ②日頃から声かけするとともに、**悩みを共感**したり、**必要に応じてアドバイス**したりしましょう。
- ③日常の子どもの言動の中から、**いじめの兆し**を見逃さないように努めましょう。

(3) いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝えましょう！！

- ①兄弟姉妹がいる場合は、**比較するのではなくそれぞれの子**もががんばっているところをほめ、**お互いが手本となる関係づくり**になるようにしましょう。
- ②社会で許されないことは、**親として断固として許さず、間違った価値観は通らない**ことを教えましょう。
- ③親自身が、**大人としての言動に責任を持ち**、ごまかしたり意地を張ったりしないようにしましょう。

(4) 子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせましょう！！

- ①いろいろな体験を積ませることによって、**自ら考え、問題を解決する力**をつけるようにしましょう。
- ②部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、**年齢の異なる人々とのふれあい**を通して、年上の人から学んだり、年下の人への面倒を見たりして**豊かな人間関係を築けるような土壌づくり**に努めましょう。

(5) 規則正しい生活習慣づくりに努めましょう！！

- ①心の安定は、**安定した生活から生まれる**ものであり、家族みんなで**早寝、早起き、朝ごはん**に心がけ、**規則正しい生活を送り**ましょう。
- ②できるかぎり一緒に食事をする等、**親子で過ごす時間**を大切にしましょう。

(6) 学校と一緒に動き、協力して解決にあたきましょう！！

- ①日頃から子どもの言動や表情に留意し、気になることや心配なことは、**早めに学校の先生に相談**しましょう。
 - ・加害の場合 … 直接いじめに関係しているかはわからなくても、気になる言動があれば、まずは**学級担任に相談**しましょう。
 - ・被害の場合 … 子どもが学校の先生には知られたくないという場合でも、子どもの様子を見守りつつ**学校に相談**しましょう。その場合、「知られたくない」という子どもの思いは必ず学校に伝えておきましょう。
- ②**子どものケアを最優先**にして、学校と一緒にいじめ問題の解決に努めましょう。
- ③**いじめを許さない環境**をつくりましょう。

(7) 地域で子育てを支えあう、PTA活動を促進しましょう！！

- ①PTAで呼びかけたり、研修や講演会等に積極的に参加したり、フォーラムを計画したりして、**保護者全体でいじめをなくす機運**を高めましょう。
- ②日頃から保護者同士が**連携に努め、みんなで子どもを育てる環境づくり**に努めましょう。

★いじめ等の相談窓口が開設されています。(詳細 18ページ) 一人で悩まず、相談できる場所があることを親子で共有しましょう。 ※匿名可、秘密厳守で専門の相談員が相談にお答えします。まずはお電話を。

(2) スマホ・ケータイ・ネットへの対応

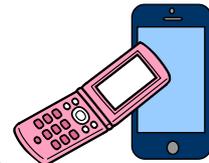


『大人も学び、子どもを守りましょう!!』

子どもたちがスマホやケータイ、パソコン等を介してインターネットを利用し、トラブル・犯罪に巻き込まれる事件が増加し、子どもの心身が危ぶまれています。スマホ・ケータイ等は大変便利なものですが、多くの「危険性」もはらんでいます。家庭では、その「危険性」を教え、スマホ・ケータイやインターネット利用のルール、マナーについて親子で十分に話し合うことが大切です。また、苦手な分野だからと敬遠せず、保護者が進んで新しい知識を身につけるように努めることも大切です。

①実態を正しく知ることが第一歩です!

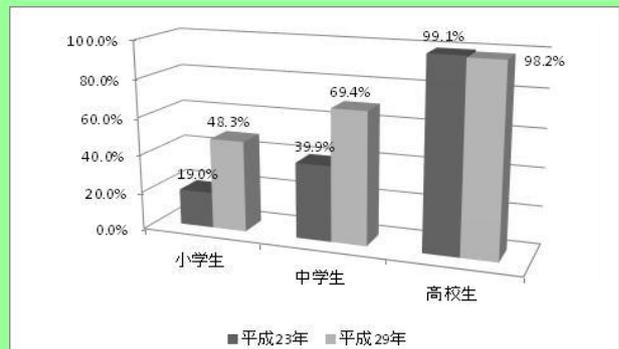
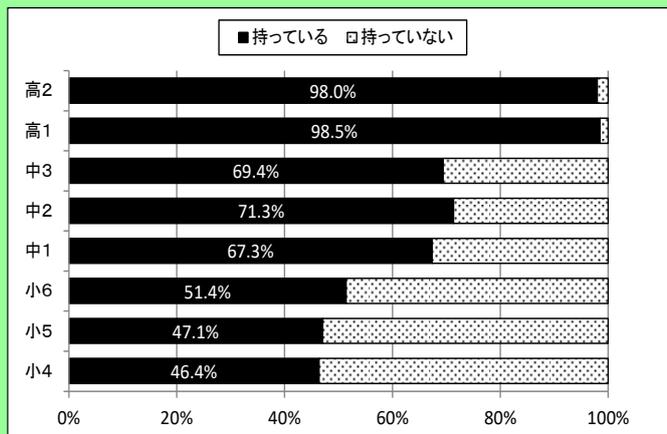
◎子どもたちに広がるスマートフォン・携帯電話



〈平成 29 年度 小中高生を対象としたスマートフォン等利用実態調査結果より(滋賀県警察本部少年課)〉

①スマホ・ケータイの所持率は?

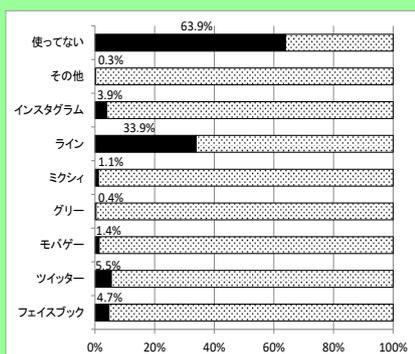
小学生の約5割(48.3%)、中学生の約7割(69.4%)、高校生のほとんど(98.2%)がスマートフォン・携帯電話を所持しています。



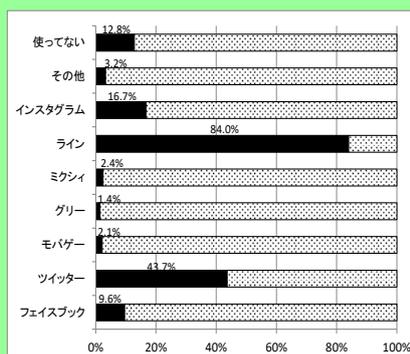
平成 23 年に少年課で実施した保護者対象の調査結果と比較すると、小中学生で倍増しています。

②SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) の利用は?

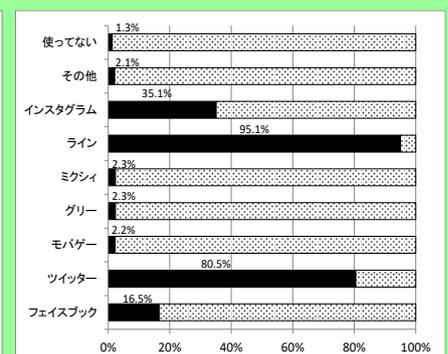
スマートフォン・携帯電話で SNS を利用しているのは、小学生が約4割(36.1%)、中学生が約9割(87.2%)で、高校生はほとんど(98.7%)が利用しています。



【小学生 SNS 利用状況】



【中学生 SNS 利用状況】



【高校生 SNS 利用状況】

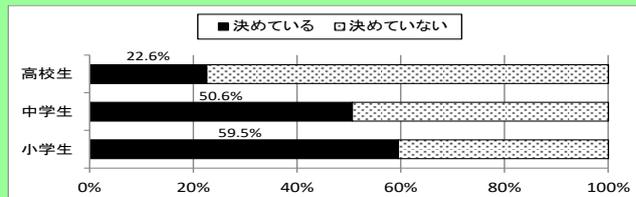
③ SNS での困りごとの経験は？

SNS における困りごと経験を男女別で見ると、小学生は男子 2.6%、女子 6.2%、中学生は男子 6.9%、女子 15.5%、また、高校生では男子 8.7%、女子 12.1%となっており、いずれも男子より女子の方が多くなっています。全体でおよそ 10 人に 1 人が SNS で困りごとを経験しています。

全国で SNS やコミュニティサイトを利用して犯罪被害に遭う児童が年々増加傾向にあります。全国調査では、被害にあった児童の多くは、SNS 等の危険性について保護者から注意を受けていませんでした。SNS 等で知り合った人に個人情報を教えたり、写真を送ったりすること、また、安易に出会ったりすることはとても危険であること等について、お子さんに注意を促しましょう。お子さんとコミュニケーションをとりながら、SNS 等の使用状況を確認することも大切です。

④ 家庭でのルールづくりは？

スマートフォン・携帯電話の使用に際し、家庭でのルールづくりをしているのは、小学生で 59.5%、中学生で 50.6%、高校生では 22.6%となっています。



◎子どもたちの基本的な利用スタイル

- 友だちとの連絡手段は通話よりメール - 携帯やスマホは通話のための端末ではない
- インターネットやメールは携帯やスマホから - 「自分専用」のパーソナル性の高い機器をよく利用
- 隙間時間にブログや SNS を閲覧、更新 - 友だちと「常につながっていたい」欲求が高い傾向に

子どもたちの使い方は発信型・参加型（受信型・閲覧型の大人とは正反対）

（出典：「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」作成「保護者のためのインターネットセキュリティガイド」より）

②こんなトラブルが起きている！

◎トラブルの事例 以下（出典：「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」より(総務省)）

【スマホゲームのパスワードの管理】
アイテム購入は数回なのに高額請求

【原因】
スマホのゲームに夢中の F くん。認証パスワードはお母さんが管理しているため、ポイントやアイテムが欲しいときは相談して解除してもらっていました。

【結果】
ある月、十数万円の請求が来て大慌て。スマホの認証方法を確認すると、パスワード入力後 30 分間はパスワードの再入力不要の設定になっていました。

【軽率な行動（違法行為）】
個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告

【原因】
嫌がらせのつもりで、日時・場所を指定し、「友人 H を暴行しよう」とネットの掲示板で呼びかけた I くん。もちろん、実行する気などまったくありませんでした。

【結果】
投稿を読んだ人が警察に通報し、警察はパトロールすると共に掲示板への書き込みの記録などを調査。I くん の投稿と判明したことから、自宅に警察が・・・。

子どもにスマートフォンを持たせる前に

～保護者自身が意識して行動したいこと～

まずは
チェック！

スマートフォンを操作できる。（資料や情報などがあれば簡単な設定も自分でできる。）

情報モラルやフィルタリングについての基礎知識がある。

スマートフォンの正しい利用を態度で示すことができる。

スマートフォンの使用目的や使い方について、子どもと話し合うことができる。

スマートフォンの利用ルールを子どもと一緒に考えて決めることができる。

家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、適宜見直すことができる。

③保護者としてできることを考えましょう！

保護者同士の情報
交換も大切です！

ネット上のいじめへの対応

- ①スマートフォン・携帯電話は、学校における学習生活に直接**必要のないもの**であるので、子どもにスマートフォン・携帯電話を与える前に、**本当に必要かどうか**をよく検討しましょう。
- ②子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行うとともに、**保護者の責任**において管理しましょう。

※現在「青少年インターネット環境整備法」という法律では、保護者は18歳未満の子どものインターネット利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリングの利用等によりインターネット利用を適切に管理することなどに努めなければいけないと規定されています。

- ③インターネットやスマートフォン・携帯電話に関し、例えばSNSを使った誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等、子どもが様々な問題に巻き込まれ、**加害者にも被害者にもなっている現実**や、「ネット依存」や「不健全な人間関係」等の**弊害も生じている**ことを理解しましょう。
- ④子どもの様子を把握し、気になることは**躊躇せず**学校に相談しましょう。また、ネット被害等深刻な場合は、最寄りの**警察署の生活安全課**や**法務局人権擁護課**等に相談しましょう。
- ⑤家族で機会をとらえて、「**公共のマナー**」、「**権利と責任**」、「**危険回避の仕方**」等について話し合しましょう。
- ⑥常に進化するスマートフォン・携帯電話の**機能や操作方法等**に関心を持ち、**理解に努め**ましょう。
- ⑦**学校やPTAが企画する研修会等**には積極的に参加し、新しい情報や対策について理解するようにしましょう。

〈ストップいじめアクションプラン（平成30年4月改訂版）より〉

※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」には、青少年がインターネットを適正に利用するための保護者の努力義務が規定されています。

第20条の2

3 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

☆「スマホ・ケータイ・ネットへの対応」で引用した情報の詳細は以下のホームページでご覧になれます。

◇内閣府ホームページ

https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

◇総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

◇「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」のウェブサイト

<https://www.child-safenet.jp/>

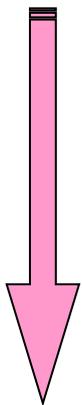
(3) 不登校の理解と対応

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」によるものを除く。）と定義しています。

平成 28 年に公布された「教育機会確保法（※）」を受けた基本指針や通知等によると、状況によっては休養が必要な場合があることに留意し、登校という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す支援を行うことが大切だとされています。

※「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称

☆不登校の背景、きっかけ、心の動き等は様々で、単純に判断せず子どもの心に寄り添いながら理解していくべきものですが、以下のようなことも考えられます。



背景

生活体験や集団での活動不足、地域での遊びの減少、人とのつながりの弱さ、ストレスの増大等

きっかけ

学校のこと：学校生活があわない、友人関係がうまくいかない、勉強が分からない等
家庭のこと：家庭内の環境の急激な変化等
本人のこと：身体的なこと、病気等

心の動き

『学校に行かなければ』と思っても行けない、学校に心の居場所がない等

子どもにこのような様子が見られませんか？

不登校の早期発見チェックポイント

- 朝起きるのが遅くなり、ふとんからなかなか出てこない。
- 着替えやトイレに必要以上に時間をかける。
- 朝食の時、表情が暗かったり、食が進まなかったりする。
- 登校時間になると、頭痛・腹痛・発熱などを訴える。
- 月曜日や休み明けなど、特定の曜日に学校に行きたがらない。
- 夕方や休みの日になると、活動が活発になる。
- 夜遊び、夜ふかしが増え、朝起きられないことが多くなる。
- 学校や勉強のことを言うと、ひどく不機嫌になる。
- 部屋に閉じこもりがちになる。
- わざと憎まれ口をきいたり、嫌がるようなことをしたりするようになる。

心のふれあう家庭をめざし・・・

- ① 何でも話せる家庭の雰囲気を作りましょう。
- ② 子どもの言い分をしっかり受けとめましょう。
- ③ 基本的な生活習慣をしつけましょう。
- ④ 地域とのきずなを深めましょう。

不登校はどの子どもにも起こり得るものです。子ども自身が悩んだり傷ついたりしているということ、保護者も大きな不安や悩みを抱えているということを深く理解することが必要です。

左の①～④に、個々の家庭だけでなく、PTAでも取り組んでみませんか。

(4) 人権教育の推進

「すべての人の人権が守られ、安心して暮らせる社会の実現」を目指していくためには、日常生活の中にある様々な人権に関する課題を他人ごととせず、自らの生き方と結びつけて考えることが必要です。

私たち大人自身が当事者意識を持って、人権問題の解決に向け、自ら学び、自ら考え、自ら行動する姿を見せることにより、子どもたち自身も差別の現実に気づき、その解決に向けて自分たちにできることは何かを考えることができるようになるでしょう。

子どもの健全育成を目的とするPTA活動において、人権問題について学び合い、人権に対する意識を高めることは、欠かすことのできない重要な内容の一つです。

そこで、PTAで取り組む学習内容の例や学習の進め方についてご紹介します。

(1) PTA人権学習の内容(例)

- ア 子どもの人権問題(いじめ、虐待等)
- イ 家庭・地域・学校・企業での人権教育
- ウ 身の周りにおける差別や偏見
- エ 同和問題の歴史とその解決への取組
- オ インターネットと人権
- カ 多様な性に対する理解
- キ コロナ禍における人権問題



(2) 多様な学習の進め方

～人権問題を自分の問題として考えるために～

人権問題に関する学習において、正しい知識を学ぶこととあわせて、心や技(スキル)をバランスよく学習することが大切です。人権意識を高め、自らの行動につなげることで、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりにつながります。

PTA活動においては、学習者を中心にしながら、学習者のお互いの気づきや考えを共有し、人権に関する行動力と意欲を高めようとする参加型体験学習(ワークショップ)の手法をぜひお取り入れください。親同士が楽しく交流することを大切にするとともに、目的やねらいをはっきりさせた講演会やビデオの視聴、現地研修・フィールドワーク等と組み合わせると効果的な学習を進めることができます。

学習の進め方については、人権学習の手引書である人権教育啓発冊子「社会教育における人権学習の手引 波紋」(滋賀県教育委員会発行)を参考にしてください。

資料等は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

(<https://www.nionet.jp/>) からダウンロードできます。

また、ビデオ・DVDの貸出も行っていますので、ご活用ください。



5 資料編

(1) しが生涯学習スクエア (生涯学習課内)

「しが生涯学習スクエア」では、PTA活動をはじめ、県民の皆さんの主体的な学びを応援するため、各種学習情報の提供や学習相談など、生涯学習の振興に関する様々な支援を総合的に行っています。

DVDなどの視聴覚教材の貸出と併せて、プロジェクターやスクリーン等の機材も貸し出ししています。

(2) しが生涯学習サテライト (県庁新館2階県民サロン内)

来庁者の方々に向けて、学習情報を提供する「しが生涯学習サテライト」のコーナーを、県庁新館2階県民サロン内に設置しています。

「しが生涯学習サテライト」では、各種パンフレットや様々な講座のチラシ等で、生涯学習に関する最新の情報を提供しています。また、地域や職場での研修等に活用していただける視聴覚教材の紹介もしています。

開設時間 月～金曜日（祝日・夏季集中休暇・年末年始を除く） 8：45～17：00

(3) 県立施設の無料開放

親子や家族のふれあいを深め、子どもたちの体験学習の機会の充実を図るため、滋賀県では「家族ふれあいサンデー」（第3日曜日）と「体験学習の日」（毎週土曜日）に県立施設の無料開放を行っています。

スマイルカード（見本は15ページ）を活用して、家族で県立施設にお出かけください。

- ※ 中学生以下の児童・生徒は、いつでも常設展示の入館（場）が無料です。
- ※ 県内在住等が証明できるものがあれば、スマイルカードがなくても利用可能です。
- ※ スマイルカードは、以下の広報誌に掲載する予定です。切り取ってご利用ください。
 - ・「教育しが 4月号」
 - ・「滋賀プラスワン 3・4月号」
 - ・「滋賀プラスワン 9・10月号」（予定）

スマイルカードを使って 県立施設に行こう！

無料開放
毎月第3日曜日・毎週土曜日



今日は天気もいいし、
どこかにお出かけ
しましょうか。



そういえば、
滋賀プラスワンに
“スマイルカード”が
載っていたよ。

「家族ふれあいサンデー」
「体験学習の日」に
スマイルカードを提示すると
県立施設の常設展示が
無料になります。

詳細はこちらからも→



じゃあ、
おじいちゃん
おばあちゃんも
誘って行きたい!!



やったあ！
おでかけだあ☆



利用できる県立施設

- 醒井養鱒場
- 安土城考古博物館
- 琵琶湖博物館
美術館
- 陶芸の森陶芸館

スマイルカード 滋賀県



「家族ふれあいサンデー」
「体験学習の日」は、
スマイルカードで

無料開放!

みほん

ご利用の際にはこのカードを入館(場)時にお示しください。
※ 常設表示のみ無料。(陶芸館のみ企画展示も無料)

家族ふれあいサンデー
♥ 対象日 毎月第3日曜日
♥ 対象者 県内に在住する
親子・家族連れ

体験学習の日

♥ 対象日 毎週土曜日
♥ 対象者 県内に在住または
県内の学校・園に在学・在園
している18歳
未満の子ども

問い合わせ先
滋賀県教育委員会事務局
生涯学習課
TEL 077-528-4654



におねっと <https://www.nionet.jp/>

「家族ふれあいサンデー」と「体験学習の日」の違いについて

	家族ふれあいサンデー	体験学習の日
開始時期	昭和54年～ 「家庭の日」の運動に呼応し、家族のふれあいを深める運動を積極的に推進したことがきっかけとなり始まる。	平成4年～ 学校週5日制(第2土曜日)が始まり、土曜日に子ども達が過ごす場を提供するために、子どもを対象に県立施設を無料開放したことがきっかけとなり始まる。
趣旨・目的	家族で一緒に出かける機会を提供し、家族のふれあいや絆を深める。	子どもたちの体験学習の機会を提供し、「生きる力」や「豊かな心」を育む。
対象日	毎月第3日曜日	毎週土曜日
対象者	県内に在住する親子・家族連れ	県内に在住または県内の学校・園に在学・在園している18歳未満の子ども
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 醒井養鱒場(入場料) 安土城考古博物館(常設展示の観覧料) 琵琶湖博物館(常設展示の観覧料) 美術館(常設展示の観覧料) 陶芸の森陶芸館(企画展示の観覧料) <p>※ 県内の小、中学生はいつでも無料です。</p>	

★各施設の開館状況等をご確認のうえ、お出かけください。

(4) しが学校支援センター

県では、豊富な知識や経験を持った地域の人々・企業・NPO等団体が、学校の教育活動を支援する仕組みづくりを推進しています。

具体的には、「しが学校支援センター」が、出前授業等の依頼があった学校と登録団体をつなぎ、連携授業などを進めています。

なお、**校外学習施設見学**やPTA親子活動や保護者を対象とした「学校支援メニュー」も登録されており、ぜひご活用ください。



令和5年3月
「しが学校支援センター」ウェブサイト
電子案内版を新

「しが学校支援センター」による連携授業の実践例をホームページ「におねっと」に掲載しています！

<実践例>

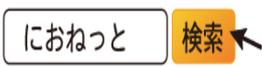


理科教育（子ども電気教室）



キャリア教育（マナー講座）

ぜひ、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」をご覧ください！



「連携授業の実践例」、分野別「学校支援メニュー」一覧は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」(<https://www.nionet.jp/>) に掲載しています。



現在の登録数
登録団体数：197団体
メニュー数：324
(令和5年3月14日現在)



PTA 活動
で役立つ!

滋賀県学習情報提供システム

におねっと



ヒントや教材が
いっぱい!
<https://www.nionet.jp/>

におねっと



滋賀県内の学習情報を紹介するサイトです。

Point 1

視聴覚教材の貸出

<https://www.nionet.jp/nionet/audio.php>

県生涯学習課が保有する、視聴覚教材約 2200 本の貸出予約申込が 24 時間いつでもできます。個人の学びだけでなく、企業内人権研修や、PTA の学習会、地域や学校での学習教材として活用ください。貸出は無料です。

貸出本数：3本以内

貸出期間：14日以内(郵送期間を含む)

貸出対象：県内に在住、在勤、又は在学の方

Point 2

出前講座

<https://www.nionet.jp/lldivision/demae/>

県内の自治会や公民館、PTA 等が主催する講座開催を支援する講師情報を提供します。県生涯学習課では、主催者からの要請に基づき、講座の開催趣旨に沿った講師の紹介や仲介を行います。

13分野 のべ150講座以上

- 環境
- 歴史・文化
- 健康
- 仕事
- 子育て
- 人権
- 多文化共生
- 科学
- 安全・安心(防災・防犯)
- 男女共同参画
- 福祉・介護
- 地域づくり
- その他

Point 4

子ども読書活動支援センター

<https://www.nionet.jp/dokusho/>

子ども向けの本の紹介や、読書活動に関する情報をお届けしています。



赤ちゃん・幼児向け読書啓発冊子



子ども読書活動推進リーフレット

- ブックトーク
- 学校・図書館・ボランティア連携研修会
- 学校図書館の紹介

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577

電話：077-528-4652

滋賀県大津市京町4丁目1-1

FAX：077-528-4962

E-mail ma06@pref.shiga.lg.jp



Point 2



Point 3

カレンダーで講座検索

<https://www.nionet.jp/nionet/kouza.php>

クリックされた日に開催される講座や教室を一覧できます。近日開催予定の講座は、閲覧時の最新情報が自動更新されています。条件検索を利用すると指定の期間や地域、分野別に絞り込むこともできます。

Point 5

家庭教育学習資料～語り合いを通した親子～
家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」

など、様々な資料がダウンロードできます。

<https://www.nionet.jp/dbook/index.html>



滋賀県内の専門的な相談機関

◎不登校に関する相談

滋賀県心の教育相談センター	☎ 077-586-8125
---------------	----------------

◎各市町における不登校児童生徒の学校復帰に向けた施設

設置者	名称	電話番号	設置者	名称	電話番号
大津市	教育支援ルーム「ウイング」	077-522-4646 077-525-7912	湖南市	ふれあい教育相談室	0748-72-4810
彦根市	彦根市教育支援教室「オアシス」	0749-24-0415	甲賀市	適応指導教室水口教室「ハッピーホーム」	[代表] 0748-69-2178 発達支援課
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ひまわり」	[代表] 0749-74-3702 長浜市教育センター	甲賀市	適応指導教室甲賀教室「かふかルーム」	
長浜市	こどもサポートルームなないろ「あざい」		甲賀市	適応指導教室信楽教室「やまびこルーム」	
長浜市	こどもサポートルームなないろ「大地の家」		高島市	教育支援センター「スマイル」	0740-22-5080
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ジョイ」		東近江市	児童生徒成長支援室「オアシス教室」	0748-22-0120
長浜市	こどもサポートルームなないろ「みらい」		東近江市	児童生徒成長支援室「チャレンジ教室」	0748-24-5679
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ほっと」		東近江市	児童生徒成長支援室「さわやか教室」	0748-42-9920
近江八幡市	適応指導教室「よしぶえ」	0748-37-1205	米原市	適応指導教室「みのり」	090-7110-3849
草津市	適応指導教室「やまびこ」	077-563-1270	日野町	日野町子育て・教育相談センター	0748-53-3838
守山市	適応指導教室「くすのき教室」	077-583-4217	竜王町	竜王町ふれあい相談発達支援センター	0748-58-3741
栗東市	子ども成長支援教室「あいあい」	077-554-6104	愛荘町	適応指導教室「フレンズ愛荘」	0749-37-8056
野洲市	適応指導教室「ドリーム教室」	077-587-6925	甲良町	子ども成長支援教室「なごみ」	0749-38-8003
			多賀町	多賀町適応指導教室「虹」	0749-48-8137

◎いじめなど悩みに関する電話相談（子どものための全国统一相談ダイヤルで、24時間対応しています。）

名称	時間	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	「こころんだいやる」	0120-0-78310 <small>(なやみいおう)</small>
	「子どもナイトだいやる」	

※「こころんだいやる」では、077-524-2030でも受け付けています。

◎各市町に開設のいじめなど悩みに関する相談窓口

名称	対象地域	電話番号	名称	対象地域	電話番号
おおつこほっとダイヤル（いじめ対策推進室）	大津市	0120-025-528	高島市教育相談・課題対応室	高島市	0740-25-8557
大津市堅田少年センター	大津市	077-573-9000	東近江市教育委員会学校問題対策支援室	東近江市	0748-24-5520
彦根市いじめ相談ほっとライン	彦根市	0749-24-7977	米原市いじめ相談でんわ	米原市	0749-53-5150
長浜市教育委員会	長浜市	0749-65-8605	日野町子育て・教育相談センター	日野町	0748-53-3838
近江八幡市教育相談室	近江八幡市	0748-37-8877	日野町教育委員会	日野町	0748-52-6564
草津市立少年センター	草津市	077-562-6561	竜王町ふれあい相談発達支援センター	竜王町	0748-58-3741
守っ子ホットライン	守山市	0120-37-2535	竜王町教育委員会	竜王町	0748-58-3719
守山市教育研究所教育相談	守山市	077-583-4237	愛荘町子ども支援課	愛荘町	0749-42-7693
栗東市いじめホットライン	栗東市	077-554-0323	愛荘町教育委員会	愛荘町	0749-37-8056
甲賀市育ちと学びの相談窓口	甲賀市	0748-69-2178	豊郷町教育委員会	豊郷町	0749-35-8131
野洲市ふれあい教育相談センター	野洲市	077-587-6925	甲良町教育委員会	甲良町	0749-38-5070
湖南市ふれあい教育相談室	湖南市	0748-72-4810	多賀町教育委員会	多賀町	0749-48-8123

◎少年非行に関する相談

○少年サポートセンター（警察の機関で、少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っています。）

大津少年サポートセンター	☎ 077-521-5735	米原少年サポートセンター	☎ 0749-52-0114
--------------	----------------	--------------	----------------

その他、各郡市の少年センター

○あすくる（専門スタッフ等が非行など社会的不適応を起こしている要因を見極め、少年ごとに立案されたプログラムをもとに継続的に立ち直し支援をしています。）

あすくる大津	☎ 077-522-3721	あすくる東近江	☎ 050-8034-6519
あすくる草津	☎ 077-562-6561	あすくる彦根	☎ 0749-24-9140
あすくる守山野洲	☎ 077-583-7474	あすくる長浜	☎ 0749-74-3366
あすくる湖南	☎ 0748-77-7053	あすくる高島	☎ 0740-25-8555
あすくるHAR（ハル）	☎ 0748-37-8651		

◎児童虐待に関する相談

緊急24時間対応（県内全域）虐待ホットライン	☎ 077-562-8996	児童相談所全国共通ダイヤル	☎ 189
中央子ども家庭相談センター	☎ 077-562-1121	彦根子ども家庭相談センター	☎ 0749-24-3741
大津・高島子ども家庭相談センター	☎ 077-548-7768		

その他、各市町の福祉事務所

◎発達障害等に関する相談

滋賀県総合教育センター	☎ 077-588-2505
-------------	----------------

◎滋賀県子ども・若者総合相談窓口（様々な悩みに関する相談）

滋賀県立精神保健福祉センター	☎ 077-567-5058
----------------	----------------



2023年3月発行
滋賀県教育委員会

2023年度

「PTAリーダーの手引き」

2023年3月

発行：滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL : 077-528-4654

FAX : 077-528-4962

E-mail : ma06@pref.shiga.lg.jp

H P : 「におねっと」 <https://www.nionet.jp/>



2023年3月発行
滋賀県教育委員会